

労働時報

CONTENTS

1. 令和5年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰式1
2. 人材を確保したい県内企業の皆様へ「ジョブならnet」で求人を始めませんか?2
3. 障がい者の職業訓練にご協力いただける事業所様を募集しています2
4. 中退共制度にお任せ! 会社の退職金制度2
5. 社員・シャインな職場訪問記⑤3
6. 社員・シャインな職場訪問記⑥4
7. 社員・シャインな職場訪問記⑦5
8. 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業 登録募集中!6
9. なら女性活躍推進倶楽部 会員募集中!6
10. 令和6年4月から労働条件明示のルールが変更されます!7
11. 令和6年4月から「工作物の建設の業務」「自動車運転の業務」「医療に従事する医師」
の事業・業務において時間外労働の上限規制が適用されます。7
12. 就業規則を作成しましょう!8
13. 労働委員会委員による労働相談会を毎月開催します!8

CONTENTS 1

令和5年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰式

令和6年2月26日に令和5年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰式が行われました。

おめでとうございます!!

令和5年度表彰企業

総合表彰	株式会社池田工業社
仕事と家庭の両立推進部門	社会福祉法人仁南会
仕事と家庭の両立推進部門	株式会社リビングイワイ
テレワーク推進部門	クロスインテクノ株式会社
若年者雇用推進部門	株式会社関西鷹
人材育成推進部門	株式会社M.T.C
女性活躍推進部門	株式会社福嶋組

働きやすい職場づくりに向けて、特に優れた取組を行っている7社に対し、知事から表彰状の授与を行いました。



また、働きやすい職場づくりや、各社の取組について知事を交えてご歓談いただきました。

社員・シャイン職場づくり登録企業も募集しています! (詳細は6ページへ)

CONTENTS 2

人材を確保したい県内企業の皆様へ 「ジョブならnet」で求人を始めませんか？

企業登録・求人登録募集中！無料

奈良県が運用する就職支援サイト「ジョブならnet」は、県内で就職を希望する求職者と県内企業・事業所とのマッチングを支援します。新規卒業者だけでなく、一般やパート・アルバイト等の求人も対象としています。

移住支援金支給対象法人への登録もぜひ！

「ジョブならnet」への登録に加え、「移住支援金支給対象法人」として登録頂いた企業の求人に応募・採用されたご本人(東京23区の在住者や通勤者)に給付金を支給する制度があります(諸要件あり)。

【問合せ先】

ジョブならnetへの登録について

奈良県 奈良しごとiセンター ☎ 0742-23-5729

移住支援金支給対象法人への登録について

奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係 ☎ 0742-27-8812

奈良県就職支援サイト
ジョブならnet



ジョブならnetは
こちらから！

CONTENTS 3

障がい者の職業訓練に ご協力いただける事業所様を募集しています

県では、障がい者を対象とした公共職業訓練事業(実践能力習得訓練科)を事業所への委託により実施しています。事業所には障がい者を受け入れていただき、1ヶ月間、事業所の業務に沿った職業訓練を行っていただきます。訓練終了後には、事業所に委託料をお支払いします。

この事業にご協力をいただける、様々な分野の事業所様を募集しています。

詳しい内容についてはこちら

<https://www.pref.nara.jp/3600.htm>



お問い合わせはこちら

奈良県 産業部 人材・雇用政策課

人材育成係

TEL 0742-27-8834

CONTENTS 4

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください



CONTENTS 5

社員・シャインな職場訪問記⁵⁹

令和4年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業で仕事と家庭の両立推進部門の表彰を受けられました。創業から75年の老舗で食品に関わる多くの商品を扱う総合食品商社です。受賞について丸山社長と石田課長にお話をうかがいました。



大和物産株式会社

事業内容：食品原材料卸売業

所在地：奈良県大和郡山市椎木町404-2

TEL：0743-58-3355

URL：<https://daiwabsn.com/>



現場の声を取り入れる

今回、受賞をいただいた、仕事と家庭の両立について、取り組むきっかけのひとつとなったのは社員の声です。

法律には「3歳に満たない子どもを養育する労働者が1日の所定労働時間を原則6時間とすることができる」という制度があります。3歳以上の子どもを持つ社員は幼稚園や保育園で預かってもらうことになるのですが、通園の時間が早かったり、お迎えの時間に遅れがちになったりといった問題点がありました。そんな中、社員からこのような声が上がりました。「3歳から小学校に入学するまでの子を持つ社員にも短時間勤務制度を活用できるようにしてほしい」という意見です。この声により、3歳から小学校就学までの子どもを持つ社員について、勤務時間を1時間短縮する育児短時間勤務制度を導入し、従来の8時30分から17時30分までの勤務時間を、朝と晩の30分を短縮して9時から17時に変更できるようにしました。

育児短時間勤務制度を小学校就学前まで利用可能にしたことで、該当の子どもがいる社員も、安心して就業できるようになりました。仕事を続けながら、朝の見送りや夕方のお迎えもできるため、この1時間は子どもにとっても、社員の心のゆとりにとっても大きな違いだと思います。

また、かけがえのない社員が育児を理由に、退職や休職をすることを防ぐことができるため、会社にとってもメリットがありました。

男性の育児休業促進

男性の育児休業も積極的に促進しています。社内で、男性の育児休業取得をポスター等で呼びかけています。

実際に、現在1年間の育児休業を取得している男性社員がいます。男性の育児休業取得は全国的にも年々増えているものの、1年間という長い期間での取得は珍しいです。この社員は、育児に積極的で、前向きに育児休業を取得してくれています。

もちろん、周りの社員の理解が必要ですし、周りの社員の

負担がないわけではないですが、代替要員を確保したり、年2回の面接にて従業員の意見や課題を聞いたりといった対策を行うことで、不満をためず相談しやすい職場の雰囲気づくりに努めています。

趣味は人生のスパイス—過重労働を防ぐ—

従来より「仕事はごはん、趣味は人生のスパイス」という考え方があります。これは「仕事はもちろん大切だし、趣味も人生のスパイスとして同じく大切だ」ということです。この考え方が、月1回のノー残業デーの導入や、令和5年11月よりはじまった完全週休二日制の導入など、仕事と家庭の両立や趣味の時間を持つこと、地域活動への参加等につながっています。また、新しく受発注システムを導入しDX化を進め、業務の効率化も進めています。

職場の雰囲気づくりから生まれる制度

今回の受賞は、会社の立ち位置の確認や、会社の評価向上にもつながっています。

今後は、介護休業も増えていくと思われます。今後も相談しやすい職場づくりを続け、どんどん現場の声を聞き、それをもとに制度や規則を環境に合わせて改善し、更に制度を浸透させていきたいと考えています。

また、現在も社外研修を推奨し、研修に対して手当や報奨金の支給などを行っていますが、今後は人材の教育・育成にもさらに力を入れていきたいと思っています。



仕事も家庭も大切にする職場です



面接で従業員の声を聞いています

CONTENTS 6

社員・シャインな職場訪問記⁶⁰

令和4年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業で若年者雇用推進部門の表彰を受けられました。硝酸銀、シュウ酸銀、シアン化銀カリウムなどの貴金属化成品の製造販売、貴金属地金の加工や合金の製造販売等をおこなう会社です。受賞について森脇部長にお話をうかがいました。



大浦貴金属工業株式会社

事業内容：貴金属地金製造・加工・販売業

所在地：奈良県奈良市西ノ京町284番地

TEL：0742-33-8545

URL：<https://www.ohura.co.jp/>



貴金属は限りある資源

創業より60年が経ち、100年に向けて歩んでいるところです。当社では貴金属地金の売買、貴金属地金の加工および合金の製造販売、貴金属化成品の製造販売、歯科用貴金属合金の製造販売、貴金属リサイクル品の回収精製等を行っています。貴金属はスマートフォンをはじめとする通信機器や、各種電子機器、自動車など、高度な技術が必要とされる多くの精密機器の部品として利用されています。主力商品の銀化合物は、産業界において工業用・装飾用メッキ材料、導電ペースト、写真感光材、試薬など多方面で利用されています。また、限られた資源でもある貴金属のリサイクルにも積極的に取り組んでいます。

若年者雇用について

現在平均年齢は40.7歳で、年齢構成は50代が9名、40代13名、30代9名、20代9名と、各世代バランスよく構成されています。社員募集は、ハローワークを通じて、または、求人サイトを使用して行っており、製造部門と技術部門での新卒を含め35歳までの若者の採用がメインです。1名の募集に対して10名程度応募があります。専門性の高い仕事ではありますが、採用時には専門知識よりも会社への理解を重視し、真面目で一緒に頑張るって学んで働きたいという人材を求めています。そのため、採用面接前の会社説明や、複数回の面接はもちろん、職場の見学も実施しており、このような取組を行うことで採用の際のミスマッチを防ぎ、お互いの理解を深め、低い離職率を維持しています。また、貴金属を扱っていることもあり、採用の際には倫理性の高さも重視しています。若年者の雇用対策としては、地元工業高校からインターンシップの受け入れをしています。インターンシップでは同じ高校の先輩などいるなかで、職場を体験していただいています。

人材定着のために

入社後は、貴金属の基礎知識や安全管理など業務に必要な知識や原材料から製品ができるまでの工程を学んでいただきます。同時並行で現場にて、作業を体験しながら専門知識や技術を身につけていただきます。若年者の人材定着のため、採用後の3か月は毎月、その後は3か月ごとに人事面接を行っています。仕事の習得には個人差があり、悩みも様々です。先輩社員からも積極的に声掛けをするようにし、特に、入社後3年以内の離職が発生しないように心掛けています。若年者に限らず、面接では、職場の改善点などについても聞くようにしており、聞いた意見は働きやすい職場づくりに活かしています。

認定や受賞は目的ではなく結果

働きやすい職場への改善提案表彰は都度行っています。また、全社員を対象に資格取得支援も行っています。対象資格は20種類以上あり、受験費用補助、外部研修受講などで支援しています。派遣社員の正社員雇用については、就業規則に規定し、実績もあります。他にも育児・介護休業や育児・介護のための短時間勤務制度の取得なども促進し、仕事と家庭の両立をはかっています。それぞれの希望する就業スタイルを尊重することで、就業意欲につながっています。

これらの結果、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰やユースエールの認定(若者の採用・育成に積極的な企業を厚生労働大臣が認定する制度)では、若年者の雇用促進の取組を評価していただきました。このような表彰や認定制度は、働きやすい職場づくりのために、つぎに何に取り組めばよいかを知るためにも役立っています。



業師寺の近くにあり趣ある外観の弊社



表面研磨作業を体験中
インターンシップ

CONTENTS 7

社員・シャインな職場訪問記 61



令和4年度奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業で人材育成推進部門の表彰を受けられました。公共工事を中心に多岐に渡って事業を展開している会社です。受賞について総務部の寺山取締役にお話をうかがいました。



株式会社 西谷建設

事業内容：土木一式工事・建築一式工事等

所在地：奈良県大和郡山市杉町35番地1

TEL：0743-57-7110

URL：https://nishitani-kensetsu.co.jp/



奈良県の未来のために

県や市の官公庁案件に多く携わり、主に道路や河川などのインフラ整備工事・学校や公共施設の建築工事・公園整備などの街づくり・道路標識等などの公共土木工事をメインに、様々な工事を施工している会社です。創業以来69年にわたり信頼と実績を積み重ね、環境を大切にしながら、地域社会への貢献とよりよい街づくりをサポートしています。

現在従業員は男性11名、女性4名の計15名で、職種は技術職と事務職です。年齢構成は、40代後半から50代が中心となります。

スキルアップと次世代の育成

技術職では、土木施工管理技士や建築施工管理技士、舗装施工管理技術者など、さまざまな資格が必要になります。取得している資格が増えることは、会社としても個人としても、受注できる仕事が増えることに直結します。現在、技術者は有資格者のベテラン社員が多く、難工事ほど達成感を感じるようなプロフェッショナルばかりです。近年は現場の職人さんも若手が増えてきましたが、次世代を担う技術者を丁寧に育成していくことで、技術力を継承していくことが課題の一つです。そのために資格の取得については、会社が全面的にサポートをしています。例えば資格取得にかかる一切の費用(願書代・願書送料・証明写真代・受験料・振込料・過去問題集などテキスト代・合格後の合格証明書手数料など)を全額負担しています。

そして資格取得した社員については、表彰・報奨金の支給を行い、その後も毎月資格手当を支給しています。また、資格取得のために、業務中の勉強や、休日も会社での勉強を許可することで学びやすい環境づくりを行っています。このように、資格取得を費用面、環境面の両方からサポートし、従業員のキャリアアップを手助けしています。自動車免許の取得や、入社後すぐの資格取得をサポートしているのも特徴です。

こうした取組もあって、当初は働きながらの資格取得に対してハードルがありましたが、今では積極的に資格を取得してくれています。

良い環境で働いています！

建設業界で他の企業も経験し、転職で西谷建設へ入社した社員が、とても働きやすい環境だと言ってくれています。現場にもよりますが、基本的には17時の定時で帰宅となります。現場と内勤はだいたい6:4くらいの割合で、残業はほぼありません。働き方改革の一環として、短時間勤務や在宅勤務などの多様な働き方を推進し、一部の仕事についてはテレワークの導入も行いました。夏季、年末年始、GWなどの長期休暇や有給の取得の奨励、半日有給などの制度もあり、長く働ける環境づくりをしています。他にも、作業着等の支給、工具類の支給や購入補助も行っていきます。このように福利厚生に力を入れるのは、「社員が喜んで働いてくれるから、会社が続けられる」と考えているからです。

働きやすい環境を

このようにさまざまな取組を行っていますが、人材確保が悩みです。求人媒体の利用や、会社の求人PRを作成し、合同説明会等に参加しています。

今後はさらに女性技術者の登用などにも取り組み、福利厚生を推進し、くるみ取得なども目指していきたいです。



資格を取得した社員に報奨金を支給!



人権講習を受ける社員

CONTENTS 8

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業 登録募集中!



賃金や勤務時間、休暇などの働く条件について、最低限の基準を定めた各法律を守った上で、働きやすい職場づくりのために法定以上の取組を1つ以上行っている企業を登録しています!

企業にとってのメリット

- ★企業イメージアップ!
- ★県が交付する登録証を掲示できます!
- ★県HPで紹介します!
- ★県の制度融資等を利用できます!(審査有)
- ★奈良県公契約条例において加点評価されます!

働く人にとってのメリット

- 登録に向けて企業が働きやすい職場づくりに取り組むことで
- ★仕事と生活の両立
- ★就業継続、キャリア形成
- ★心身の健康維持
- などにおいて良好な職場環境で、仕事ができます!

令和5年度登録企業のご紹介(※令和6年3月1日現在)

- | | | |
|---------------|----------------|-------------------|
| • 株式会社弥杜工業 | • 株式会社ワカクサ | • 株式会社D-LINE |
| • 株式会社キタムラ | • 株式会社クラベール | • 株式会社堀谷機販 |
| • 株式会社奈良ロテック | • 株式会社奈良事務機 | • 岡田建鋼株式会社 |
| • 株式会社山勝工務店 | • 株式会社大同ソイル | • EarthCreate株式会社 |
| • 株式会社サンロード奈良 | • 株式会社トーコー | • 株式会社ダイワデンキ |
| • 株式会社フォステール | • 奈良シールド工業株式会社 | • 株式会社シティサービス |

R 5 年度登録 18 社!! (※令和6年3月1日現在)

お問い合わせ 奈良県 産業部 人材・雇用政策課 働き方改革推進係
 TEL:0742-27-8828
 URL:<http://www.pref.nara.jp/4090.htm>または「社員・シャイン」で検索



CONTENTS 9

企業・事業所のみなさま、女性活躍推進に一緒に取り組みましょう! なら女性活躍推進倶楽部 会員募集中!



■「なら女性活躍推進倶楽部」とは?

県内の企業に会員登録いただき、男性も女性も働きがいを感じいきいきと働き続けることができる職場づくりをめざし、関係団体とともに様々な取組を展開する奈良県の事業です。

お問い合わせ・会員登録手続き等

奈良県子ども・女性局子ども・女性課

☎0742-27-8679 奈良市登大路町30

- 詳細はこちらから
(登録申請書類をダウンロード
できます)



なら女性就職応援ナビとは?

「なら女性就職応援ナビ」では、倶楽部の取組やこれまでに作成した動画やジャーナル、会員企業の紹介や求人情報までを一元的に集約・発信しています。ぜひご覧ください!!



なら女性活躍推進倶楽部
なら女性就職応援ナビ



CONTENTS 10

令和6年4月から 労働条件明示のルールが変更されます！

労働条件にはっきりと示さなくてはならない事項(=明示事項)が増えます！
労働者に示すタイミングにもご注意ください。



対象	明示事項を示すタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約を締結する時 有期労働契約を更新する時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期契約労働者 (契約社員 アルバイト など)	有期労働契約を締結する時 有期労働契約を更新する時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) +更新上限を新設・短縮しようとする場合、 その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 +無期転換後の労働条件を決定するに当たり、 他の正社員等とのバランスを考慮した事項の 説明に努めること

※「有期労働契約が5年を超えて更新された場合」「有期契約労働者からの申込み」があれば「期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換される」ルールのこと

詳しくは「令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます」(厚生労働省)をご覧ください→
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html



CONTENTS 11

令和6年4月から

工作物の建設の事業

自動車運転の業務

医業に従事する医師

の事業・業務において時間外労働の上限規制が適用されます。



「時間外労働の上限規制」って？

「時間外労働(いわゆる残業)を一定の時間数以上させてはいけない」というルールのことです。



「工作物の建設の事業」「自動車運転の業務」「医業に従事する医師」については時間外労働の上限規制の適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日より以下の通り適用されます。

工作物の建設の事業	・災害時における復旧及び復興の事業を除き、 上限規制※がすべて適用
自動車運転の業務	・ 上限規制※の一部が適用 ・「臨時的な特別な事情がある場合」の時間外労働の上限が 年960時間 に
医業に従事する医師	・ 上限規制※の一部が適用 ・「臨時的な特別な事情がある場合」の時間外・休日労働の上限が 最大1860時間 に(※水準により上限が異なります) ・医療法等の追加的健康確保措置に関する定めも守る必要があります

※法律で定められている時間外労働の上限規制は以下の通りです。

原則として………**年** 360時間以内 **月** 45時間以内

臨時的な特別な事情がある場合 ……**年** 720時間以内 **月** 単月100時間未満(休日労働含む) 複数月平均80時間以内(休日労働含む)
限度時間を超えて時間外労働できるのは6ヵ月が限度

業務を見直し、時間外労働の削減に取り組みましょう！！



詳しくは「適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイト はたらきかたススム」

(厚生労働省)をご覧ください→ <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

CONTENTS 12



就業規則を作成しましょう!!



労働基準法では常時10人以上の労働者を使用する使用者について、一定の事項を記載した就業規則を所轄の労働基準監督署長に届出ることを義務付けています。

就業規則に記載する内容には、“絶対的必要記載事項”と“相対的必要記載事項”があります。

絶対的必要記載事項

…必ず記載しなければならないもので、勤務時間、休憩、休日、休暇、賃金、退職に関することが当てはまります。

相対的必要記載事項

…会社で独自に定めているもの(退職手当、賞与等の臨時の賃金、安全及び衛生等)があれば、記載しなければなりません。

厚生労働省ホームページより

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/faq_kijyunhou.html



CONTENTS 13

労働委員会委員による労働相談会を毎月開催します!

奈良県労働委員会

○労働委員会は、労働組合や個々の労働者と使用者(事業主)との間の労働問題が自主的に解決できない場合に、中立・公正な立場で問題解決をお手伝いする行政機関です。

○解雇や賃金問題、パワハラなどの労働に関するトラブルの解決をお手伝いするため、弁護士や大学教授などの公益委員、労働組合の役員などの労働者委員、企業経営者などの使用者委員の三者が一組となってお相談に応じ、解決策等をアドバイスします。ぜひ、この機会にご利用ください。

労働相談会の開催日時・場所(予定)

令和6年4月11日(木)	10月24日(木)
5月9日(木)	11月13日(水)
6月12日(水)	11月28日(木)
☆ 6月27日(木)	12月12日(木)
7月11日(木)	令和7年1月9日(木)
8月22日(木)	1月23日(木)
9月12日(木)	2月13日(木)
★ 10月6日(日)	3月13日(木)
★ 10月10日(木)	3月27日(木)
<時間> 15時~17時(1人あたり30分程度)	
<場所> 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎2階	

☆は夜間、★は休日に開催します。時間及び場所の詳細は、決定次第HPへ掲載します。

- (相談例) ・突然解雇された
・残業代が支払われなかった
・労働条件の不利益変更を受けた
・配転命令を出したが拒否された
・社員から高額な退職金を要求された など

対 象：県内在住または在勤の労働者
県内に事業所のある事業主

費 用：無 料

申 込 み：事前予約制(開催日の前々日14時まで)
申込フォームよりお申込みください。



奈良県労働委員会

検索

問合せ先：奈良県労働委員会事務局

奈良市法蓮町757

奈良県奈良総合庁舎2階

TEL：0742-20-4431(直通)